

おおぞら

No. 158

聖隸福祉事業団への法人移管後は41号

社会福祉法人 聖隸福祉事業団
総合病院 聖隸三方原病院
聖隸おおぞら療育センター

〒433-8558
静岡県浜松市北区三方原町3453
TEL 053-437-1467

発行責任者 荻野地和健
編集者 野地和健
2013年10月1日

「自立」と「参加」

所長 横地 健治

障害者の良い生活（あるいは人生）を考えるとき必ず出てくる言葉で、重症心身障害児（者）にあてはめるとその意味がよくわからない言葉に「自立」と「参加」があります。今回はその意味を考えてみます。

「自立」は障害者自立支援法といった法律名にも使われていて、障害者も自立していることが目標にされています。そのため、重症心身障害児（者）の自立として語られることがあります。普通の日本語の語感では、自立とは、他の助けなしにひとりで生きていける状態を指します。障害とはふつうの生活を送るにも支援を要する状態と定義であります。そうすると、障害者にとって自立はありえないことになります。

そもそも、健常者でも他者の助けなしに生きていくことはできません。そうなら、健常者でも完全に自立していることが多いと言えます。そうなら、健常者は少なく、障害者では他者の助けの必要量が減って、

健常者の量に近づければ、障害者はより自立していることになります。障害者の自立と害者はこれに当たります（障害者自立支援法はこの立場に立つの批判があります）。こうしてみると、健常者か障害者か、自立しているのか自立していないかの境は極めて曖昧となってしまいます。

障害者は支援なしには生きられないで、支援者に従属せざるを得ないとする側面があります。この位置づけに対する異議申し立てが「自立」であると考へていけないでしょうか。そうすると、支援者の都合によつて支援の質量が決められるのではなく、障害者が本人の望むものを支援されることが「自立」ということになります。こう考へるには、障害者も健常者と同等に社会の一員であり、同等の人権を持つことが前提になります。こう考へると、重症心身障害児（者）の自立とは、重症心身障害児（者）が真に望む

人生を送れたと思えるような生活経験を提供するのが施設職員の役割であると、私たちが常々述べていることと同じになります。こう考へると、わざわざ自立という曖昧な言葉を使って、重症心身障害児（者）の福祉を考える必要はないと思います。今後とも、私たちは重症心身障害児（者）の目指すべき良い生活について、「自立」ではなく、わかりやすい言葉で具体的に語ついていきます。

最近よく使われるようになつて、重症心身障害児（者）にとって、その意義が問題となる言葉に、国際生活機能分類（ICF）の「参加」（participation）があります。ICFは障害者の良い生活をどんな枠組みで考へ、社会はどうな支援をすべきかを提案しています。その中で重要な項目が「活動」と「参加」です。「参加」とは、単に社会参加というより広くとらえられ、人生のさまざまな状況に関与し、そこで役割を果たすことを指しています。障害者が家庭の中で安樂に暮らしていく人生のさまざまな状況に関与し、そこでの役割を果たすことを指しています。障害者が家庭の中で安樂に暮らしていく人生ではないと、それでいいとは言えません。社会の一員として何かをなさなければ良い人生ではないと、こうした考へのもとでは、

入所施設は活動・参加と相容れない存在として、否定的にとらえられている可能性があります。こうした批判に対しでは、施設は十分な配慮をしては、施設も健常者と同じく社会の一員であるためには、社会と関わる活動に参加できねばならないと考えられます。障害者も健常者と同じく社会の一員であるためには、社会と関わる活動に参加できねばならないと考へられます。障害者が毎日限られた少数の人とのみ交わつて生活をしていたら、仮にいつも充実感のある生活経験をしていたとしても、それは良い人生と言えないと考へられます。障害者が毎日限られた少数の人とのみ交わつて生活をしていたら、仮にいつも充実感のある生活経験をしていたとしても、それは良い人生と言えないと考へると、私は理解します。それでも、自分に関心がないか、その意義が理解できない活動に参加をしても意味はないでしょう。これは、幼稚園児が大人の会に出ても苦痛なだけなのと同じです。あくまでも本人がそこに参加する意義を見いだせるものでなければなりません。在宅の重症心身障害児（者）にとって意義のある社会活動とは何かが問題となりません。在宅の重症心身障害児（者）が学校や通所施設に通つて行われる活動は「参加」に